技能士章規程等の一部を改正する告示

（技能士章規程の一部改正）

第一条　技能士章規程（昭和四十一年労働省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「基礎一級及び基礎二級並びに」を「基礎級及び」に改める。

（職業能力開発促進法施行規則第六十五条の規定に基づく技能検定の実技試験又は学科試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲の一部改正）

第二条　職業能力開発促進法施行規則第六十五条の規定に基づく技能検定の実技試験又は学科試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲（昭和四十四年労働省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、基礎一級又は基礎二級」を「又は基礎級」に改める。

（厚生労働大臣が定める手数料の額の一部改正）

第三条　厚生労働大臣が定める手数料の額（平成十四年厚生労働省告示第二百十三号）の一部を次のように改正する。

表機械保全の項試験区分の欄中第五号を削り、同欄第六号中「基礎二級」を「基礎級」に改め、同号を同欄第五号とし、同項手数料の額の欄中

「一〇、〇〇〇円
四、〇〇〇円
一五、四〇〇円
四、〇〇〇円
一五、四〇〇円
四、〇〇〇円」

を

「一〇、〇〇〇円
四、〇〇〇円
一五、四〇〇円
四、〇〇〇円」

に改める。

表ビルクリーニングの項試験区分の欄中第四号を削り、同欄第五号中「基礎二級」を「基礎級」に改め、同号を同欄第四号とし、同項手数料の額の欄中

「一八、〇〇〇円
三、五〇〇円
一五、〇〇〇円
三、〇〇〇円
一五、〇〇〇円
三、〇〇〇円
一五、〇〇〇円
三、〇〇〇円」

を

「一八、〇〇〇円
三、五〇〇円
一五、〇〇〇円
三、〇〇〇円
一五、〇〇〇円
三、〇〇〇円」

に改める。

○厚生労働省告示第百七十四号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行等に伴い、遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成二十七年厚生労働省告示第三百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

目次を次のように改める。

第一章　総則
第一　目的
第二　用語の定義
第三　適用範囲
第四　遺伝子治療等臨床研究の対象の要件
第五　有効性及び安全性
第六　品質等の確認
第七　生殖細胞等の遺伝的改変の禁止
第八　適切な説明に基づくインフォームド・コンセントの確保
第九　公衆衛生上の安全の確保
第十　情報の公開
第十一　被験者の選定
第二章　研究者等の責務等
第十二　研究者の基本的責務等
第十三　研究責任者の責務
第十四　総括責任者の責務
第十五　研究機関
第十六　研究機関の長の責務
第三章　研究計画書
第十七　研究計画書に関する手続
第十八　研究計画書の記載事項
第十九　研究に関する登録・公表
第四章　倫理審査委員会
第二十　倫理審査委員会の設置等
第二十一　倫理審査委員会の役割・責務等
第五章　インフォームド・コンセント等
第二十二　インフォームド・コンセントを受ける手続等
第二十三　代諾者からのインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等
第六章　厚生労働大臣の意見等
第二十四　厚生労働大臣の意見
第二十五　重篤な有害事象等に係る厚生労働大臣の意見
第二十六　厚生労働大臣の調査等
第七章　個人情報等
第二十七　個人情報等に係る基本的責務
第二十八　安全管理
第二十九　保有する個人情報の開示等
第三十　匿名加工情報の取扱い